

令和6年3月4日

高齢者施設・介護保険事業者 代表者様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

川崎市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の補助金申請受付（令和5年度第4回目）について（通知）

日頃より本市高齢者政策に御理解、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

川崎市では、川崎市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱に基づき、介護サービス事業所等に向けた補助事業を実施いたします。

次のとおり、令和5年度第4回目の受付を行いますので、補助事業の活用を希望する事業者につきましては、期日までに関係書類を添えて電子申請ください。

1 期 限	第1回目【令和4年度かかりまし経費分】	令和5年7月13日（木）〆切
	第2回目【令和5年度かかりまし経費分】	令和5年11月30日（木）〆切
	第3回目【令和5年度かかりまし経費分】	令和6年1月31日（水）〆切
	第4回目【令和5年度かかりまし経費分】	令和6年3月31日（日）〆切

※令和4年度分のかかりまし経費申請につきましては、受付終了いたしました。

※支払いまで完了した経費が補助申請対象となります（※請求書ではなく、領収書等にて申請）ので、補助金交付申請書と事業実績報告書に支払った証明を添付しての申請をお願いします。

※本補助金につきましては、昨年度より相当数の申請があり、順次審査を行っております。

昨年度から相当数の申請が寄せられており、書類審査や神奈川県との予算調整等が必要となるために、時間が要しますこと御了承ください。

※令和5年度事業については、電子申請のみでの受付となります。

提出先 川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

提出方法 電子申請

<サービス提供体制確保事業補助金 案内HP>

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000118713.html>

<申請フォーム>

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/fe03359d-1c91-4129-8829-f605b2eb03a8/start>

2 目的

要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とします。

3 補助対象施設及び補助対象経費

別紙、県交付要綱別表5「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の対象経費等」のとおりとします。

令和4年4月1日以降（第2回目以降の受付については、令和5年4月1日以降）に発生した経費が対象となります。また、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは本事業の対象外であるため、重複していないか十分確認の上、申請してください。

4 提出書類（電子申請にてファイル添付提出となります）

- 補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）及び第1号様式に記載の添付書類
- 様式及び別添1-4
- 金額及び内容がわかる挙証資料

<交付決定後、提出する書類>

- 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別紙3）

5 補助金手続きの流れ等

（1）主な補助金手続きの流れ

- ①川崎市へ補助金交付申請書兼事業実績報告書に係る書類を添えて申請（事業者⇒川崎市）
- ②川崎市から交付決定通知書兼交付額確定通知書を受領（川崎市⇒事業者）
- ③補助金の請求（事業者⇒川崎市）
- ④補助金交付（川崎市⇒事業者）
- ⑤当該事業に係る消費税確定申告後、仕入控除税額に係る報告及び必要に応じて一部補助額の返還【翌年度の6月まで】（事業者⇒川崎市）

（2）次の方針に沿った対応をしてください。ただし、感染症拡大防止等の点から対応できない場合はその限りではありません。

本市において「補助金等工事事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」が策定され、令和元年12月に「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正がされました。

- ・対象100万円を超える補助金等を交付される補助事業者等
- ・100万円を超える業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴収し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行う。また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、定める様式により、市に報告書を提出する。

（3）次の関係規定等を遵守の上、必要な手続きを行ってください。

- ・「国実施要綱」
- ・「県交付要綱」

- ・「川崎市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」
- ・「川崎市補助金等の交付に関する規則」
- ・国、県、市からの事務連絡、Q&A、関係法令等

(4) 質問がある場合は、質問票を FAX 又はメールにて送信してください。

<問合せ先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

TEL 044-200-2469, 2544, 2633 ファクシミリ 044-200-3926

メール 40kosui@city.kawasaki.jp